

静岡県産和牛消費拡大推進事業業務委託仕様書

1 業務概要

本事業は、県産和牛ブランド「しずおか和牛」をはじめとした静岡県産和牛の国内における消費を拡大するために静岡県（以下「甲」という。）が令和8年度に実施する以下の業務を、受託者（以下「乙」という。）に委託する。

2 実施期間

契約日～令和9年3月1日

3 業務の内容

- (1) 飲食店等との連携による商品開発及びイベントの開催
 - ア 影響力のある料理人等と連携し、「しずおか和牛」を使用した商品又は飲食店における提供メニュー（以下「開発商品等」という。）を2品以上開発すること。
 - イ 開発商品等を、県内外のホテル、レストラン、グランピング施設等で提供・販売すること。なお、提供・販売は3か所以上で実施することとし、うち1か所以上は首都圏で実施することとする。
- (2) 消費拡大を目的とした取組
 - ア (1)のほか、「しずおか和牛」の消費拡大及び認知度向上に効果的な取組（消費拡大イベント等）を実施すること。
- (3) 認知度向上を目的とした取組
 - ア (1)及び(2)を効果的に実施するため、「しずおか和牛」や開発商品等の紹介シート、冊子、動画、グッズ等の広報ツールを作製すること。
 - イ 本事業の実施に当たっては、作製した広報ツールを活用し、「しずおか和牛」の認知度向上に努めること。
 - ウ 雑誌等のメディア、SNS等を活用し、認知度向上に効果的な取組を実施すること。
- (4) その他
 - ア 商品開発及び広報ツールの作製にあたっては、必要に応じて静岡県産牛肉普及推進協議会と連携が図られるよう、甲と調整すること。
 - イ 本事業終了後も、ホテル、レストラン、グランピング施設等において「しずおか和牛」が継続的に取り扱われるよう、可能な範囲で働きかけを行うこと。
 - ウ 作製した広報ツールの作製用データを成果物として甲に提出すること。
 - エ 事業終了後に、本事業で実施した取組の効果を分析し、その評価を甲に提出すること。
 - オ その他、本事業の実施に必要な範囲で、関係事業者等との連絡・調整を行うこと。

4 その他事項

- (1) 乙の義務
 - 乙は、本業務の遂行に当たり、意図及び目的を十分に理解した上、関連

法令及び本仕様書を厳守するとともに、適正な人員を配置し、正確かつ効率的に行うこと。

(2) 業務指示

乙は、本業務の内容に疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議し、原則として甲の指示に従うこと。

(3) 進捗状況報告

乙は、本業務の進行状況について、定期的に甲に報告すること。

(4) 機密の保持

乙は、本業務中に知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。